資　料　編

＜　目　次　＞

資料１　審査結果一覧（団体補助金中間報告以降審査分）　・・・・・　８

資料２　審査結果表（団体補助金中間報告以降審査分）　・・・・・・　１１

資料３　尾張旭市補助金等審査委員会条例　・・・・・・・・・・・・・　２５

資料４　委員会開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

資料５　委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

審査結果一覧（団体補助金中間報告以降審査分）　【合計点順】

結果表ページ	補助金名	総合点	拡大	継続	縮減	廃止	終期	切替	附帯意見	その他参考意見
11	防犯灯維持管理補助金	208		○					安全安心の街づくりのため、防犯灯の必要性は高いが、市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持管理を一体化して計画を立て、防犯灯設置・器具取替補助金と整理統合するなど見直しが必要である。	・市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持計画を立てるべきである。 ・設置・器具取替補助金と一体化する方向で整理してほしい。 ・市民の安全安心の点から、地区上偏っていないかどうかなど全体の設置位置の確認をする必要がある。
13	防犯灯設置・器具取替補助金	206		○					安全安心の街づくりのため、防犯灯の必要性は高いが、市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持管理を一体化して計画を立て、防犯灯維持管理補助金と整理統合するなど見直しが必要である。	・市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持管理計画を立てるべきである。 ・設置・維持管理を一体化することが必要である。 ・安全安心の街づくりの視点から、縦割行政ではなく連携をとるべきである。 ・土地区画整理を行った地域への指導援助を望みたい。 ・設置・器具取替の際は、エコ対策となるよう更なる指導をしてほしい。
15	産休等代替職員設置費補助金	184		○					保育士の年齢、未婚・既婚の状況が不明であるため継続とするが、産休等の職員が増える可能性が高い年度については、拡大も検討されたい。	・正規職員に対しては当然の措置であるが、非正規職員が増えている現在、非正規職員が出産退職したときの対応も考慮しておくべきである。 ・公立保育所と民間保育所とは、コストを同一にした方がいいと思う。 ・若年夫婦は、収入からみて共働きが必要であり、安心して保育園に預けられる体制への支援が必要である。
17	交通少年団活動費補助金	165		○					交通安全活動は、社会における必要性が高いため、団員の増強などを含め今後も活動を強化されたいが、補助対象外経費が明確でないため、要綱の見直しが必要である。	・交通少年団の活動を強化するために、市から団員の増強指導を強化してほしい。 ・要綱の見直しがなされていない。食料費は補助対象外とすべきである。 ・交通安全活動は、社会にとって大切であるため、子どもの頃からその思想を植え付ける努力が必要である。現状ではその必要性に応えていないため、拡大したい。 ・各地区の安全パトロールと組んでも良いと思う。

審査結果一覧（団体補助金中間報告以降審査分）　【合計点順】

結果表ページ	補助金名	総合点	拡大	継続	縮減	廃止	終期	切替	附帯意見	その他参考意見
19	地域シニアクラブ補助金	147		○					シニアクラブの地域における役割や活動のあり方を検証し、会員の増強について行政が積極的に支援すべきである。	・各地域にあるシニアクラブを結集した連合会を充実し、シニアクラブの存在理由、目的、活動のあり方、方向を周知することが肝要であり、そこに補助金を充当するのが望ましい。 ・地域社会となじみの少ない団塊の世代へもっと加入をＰＲしてはどうか。 ・会員が集まりやすいように、市のバス等を利用させるなど工夫するといいと思う。 ・自治会活動に類する事業は統合し、シニアクラブは解散する。シニアのニーズの多様化に合わせてシニア対象事業を検討し、シニア対応の補助金の総額は増やす方向で検討してはどうか。 ・地域シニアクラブは事業内容を見直して、趣味のサークル、健康維持のクラブへ特化していってはどうか。 ・会員の教養の向上、健康増進を図るための補助金であるが、全体の入会率が向上していないので、補助金の打ち切りをしてはどうかと思われる。
21	農業協同組合事業推進費補助金	142						○	市の施策として推進すべき事業であるが、補助金交付の目的に合致した事業のあり方を含めて制度の再構築が必要である。	・農協を介する手間を省いて、各事業の遂行者を対象とするのが望ましい。現行制度を見直し、新たに各事業別に要綱を作成する方向を検討すべきである。 ・趣旨は理解できるが、全体的に説明不足である。補助金の目的（農業振興、まちづくり、環境保全等）を明確にし、この施策を市としてどのように位置付けるかを整理すべきである。現制度は、今後２年間に限り維持をし、終期とする。 ・農協への補助を見直すことが必要である。今後整理するときには、他市町の補助金の状況についても調査すべきである。 ・水田景観形成事業（コスモス栽培）は、農業支援ではなく別の政策ではないか。 ・農協が独自で運営すべきであり、補助は打ち切るべきと思われる。

審査結果一覧（団体補助金中間報告以降審査分）　【合計点順】

結果表ページ	補助金名	総合点	拡大	継続	縮減	廃止	終期	切替	附帯意見	その他参考意見
23	地域医療連携推進事業補助金	114						○	補助金が賃金に使われているが、明細が不明で対象事業と一致していない。 連携は医療機関が行うべきことで、市民に対する講演会・研修会等に切り替えるべきである。 交付要綱第２条から補助金を算出すべきである。	・地域医療の課題とあり方を総合的にとらえ、市民の健康と生命を支援する政策に切り替えてほしい。現状ではその費用対効果が不明である。 ・人件費補助の実体から要綱第１条通則の目的に適合した内容にして補助すべきである。 ・休日夜間在宅制度を取りやめ、かかりつけ医と連絡をとり、適切な医療を受けられるようコーディネイトしていただいたら救急医療を適格に早く受けられると思う。 ・救急や夜間・休日の依頼回数等で対応し、金額を一定にしない方向がいいと思う。 ・医師会独自でされるべきものだと思う。 ・医師会事業内容等につき、もう少し突っ込んだ話し合いがほしい。 ・安心して受診できる地域医療であってほしい。
計（7 種類）			0	5	0	0	0	2		

整理番号	104	補助金名	防犯灯維持管理補助金

1　個別審査の結果

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
委員A	3	9		
委員B	7	5		
委員C		10	2	
委員D	9	3		
委員E	11	1		
計	30	28	2	
①福祉向上効果が高い	＋＋＋	＋＋		
②効果が及ぶ対象が多い	＋＋＋＋	＋		
③市民ニーズと一致	＋＋＋＋	＋		
④補助目的の希薄はない	＋＋＋	＋＋		
⑤政策・施策との整合性	＋＋＋	＋＋		
⑥財政支援の必要性	＋＋＋	＋＋		
⑦代替手段はない	＋＋＋	＋＋		
⑧使途は適切	＋＋	＋＋＋		
⑨費用対効果は適切	＋	＋＋＋	－	
⑩使途の確認会計処理	＋	＋＋＋＋		
⑪受益者負担の水準	＋	＋＋＋	－	
⑫繰越金等は多額でない	＋＋	＋＋＋		

2　方向性

	個人審査	委員会結論	方向性に関する附帯意見
拡大			安全安心の街づくりのため、防犯灯の必要性は高いが、市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持管理を一体化して計画を立て、防犯灯設置・器具取替補助金と整理統合するなど見直しが必要である。
継続	＋＋＋＋＋	○	
縮減			
廃止			
終期			
切替			

3　その他特記事項

・市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持計画を立てるべきである。
・設置・器具取替補助金と一体化する方向で整理してほしい。
・市民の安全安心の点から、地区上偏っていないかどうかなど全体の設置位置の確認をする必要がある。

資料１　合計点による検討資料

調整後	合計	208点 ／ 240点	平均	41.6点 ／ 48点

調整率	あてはまる	4	どちらかというとあてはまらない	2
	どちらかというとあてはまる	3	あてはまらない	1

資料２　長所・短所の分散による検討資料

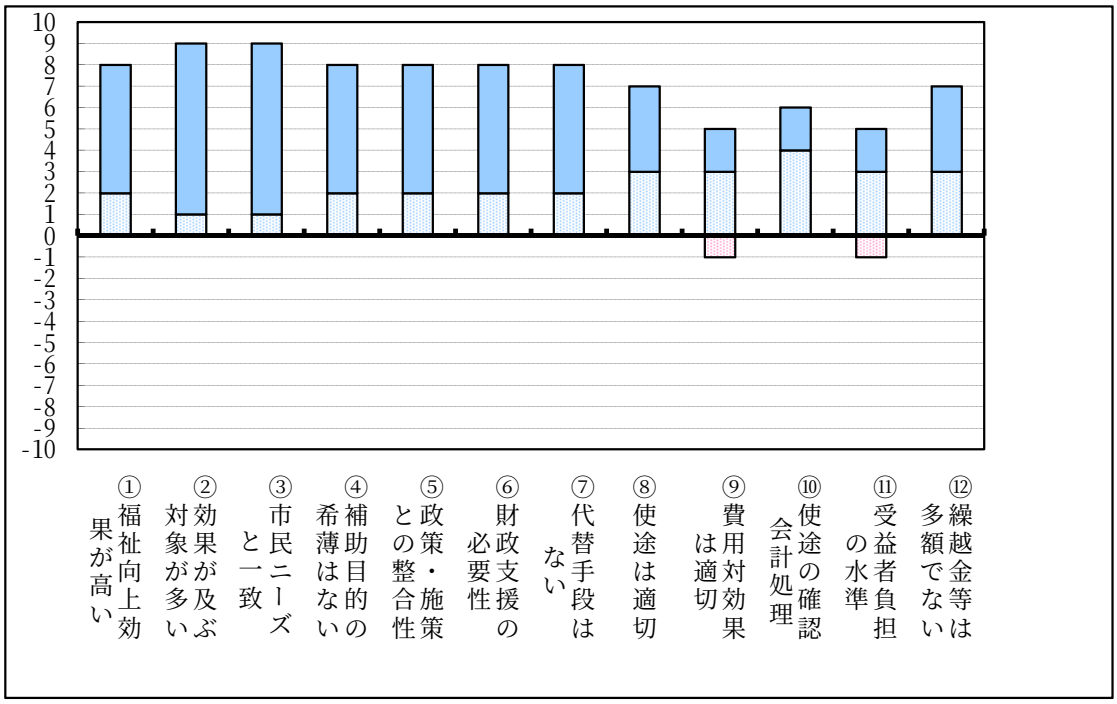

調整率	あてはまる	2	どちらかというとあてはまらない	-1
	どちらかというとあてはまる	1	あてはまらない	-2

資料３　担当課審査結果と委員審査結果（平均）の比較による検討資料

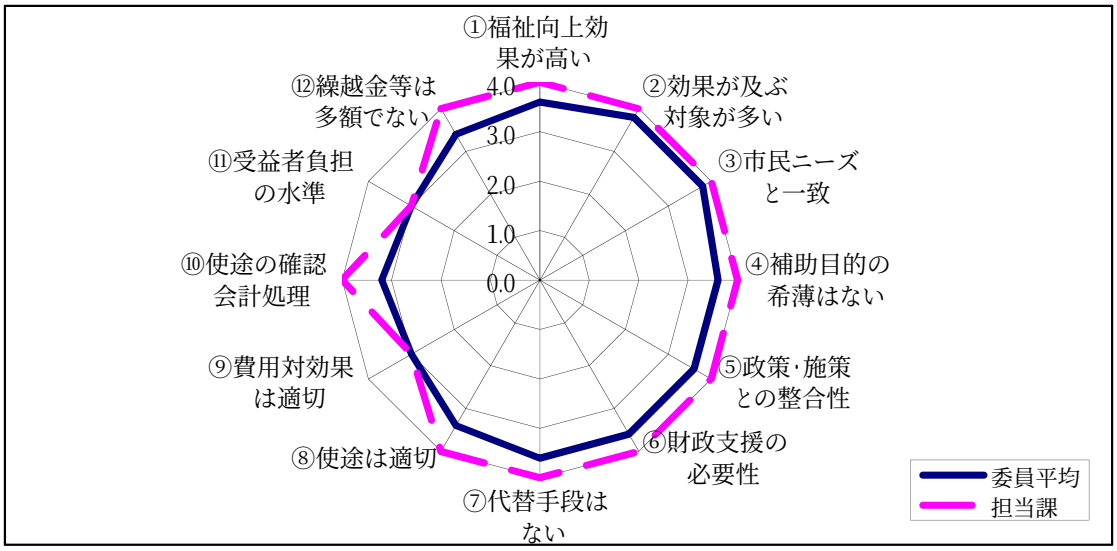

整理番号	103	補助金名	防犯灯設置・器具取替補助金

1　個別審査の結果

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
委員A	1	11		
委員B	7	5		
委員C		9	3	
委員D	11	1		
委員E	10	2		
計	29	28	3	
①福祉向上効果が高い	＋＋＋	＋＋		
②効果が及ぶ対象が多い	＋＋＋	＋＋		
③市民ニーズと一致	＋＋＋	＋＋		
④補助目的の希薄はない	＋＋＋	＋	－	
⑤政策・施策との整合性	＋＋＋	＋＋		
⑥財政支援の必要性	＋＋＋	＋＋		
⑦代替手段はない	＋＋＋	＋＋		
⑧使途は適切	＋＋	＋＋＋		
⑨費用対効果は適切	＋＋	＋＋	－	
⑩使途の確認会計処理	＋	＋＋＋＋		
⑪受益者負担の水準	＋	＋＋＋	－	
⑫繰越金等は多額でない	＋＋	＋＋＋		

2　方向性

	個人審査	委員会結論	方向性に関する附帯意見
拡大			安全安心の街づくりのため、防犯灯の必要性は高いが、市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持管理を一体化して計画を立て、防犯灯維持管理補助金と整理統合するなど見直しが必要である。
継続	＋＋＋＋＋	○	
縮減			
廃止			
終期			
切替			

3　その他特記事項

・市域全域に対して今後の需要量を把握し、設置・維持管理計画を立てるべきである。
・設置・維持管理を一体化することが必要である。
・安全安心の街づくりの視点から、縦割行政ではなく連携をとるべきである。
・土地区画整理を行った地域への指導援助を望みたい。
・設置・器具取替の際は、エコ対策となるよう更なる指導をしてほしい。

資料１　合計点による検討資料

調整後	合計	206点 ／ 240点	平均	41.2点 ／ 48点

調整率	あてはまる	4	どちらかというとあてはまらない	2
	どちらかというとあてはまる	3	あてはまらない	1

資料２　長所・短所の分散による検討資料

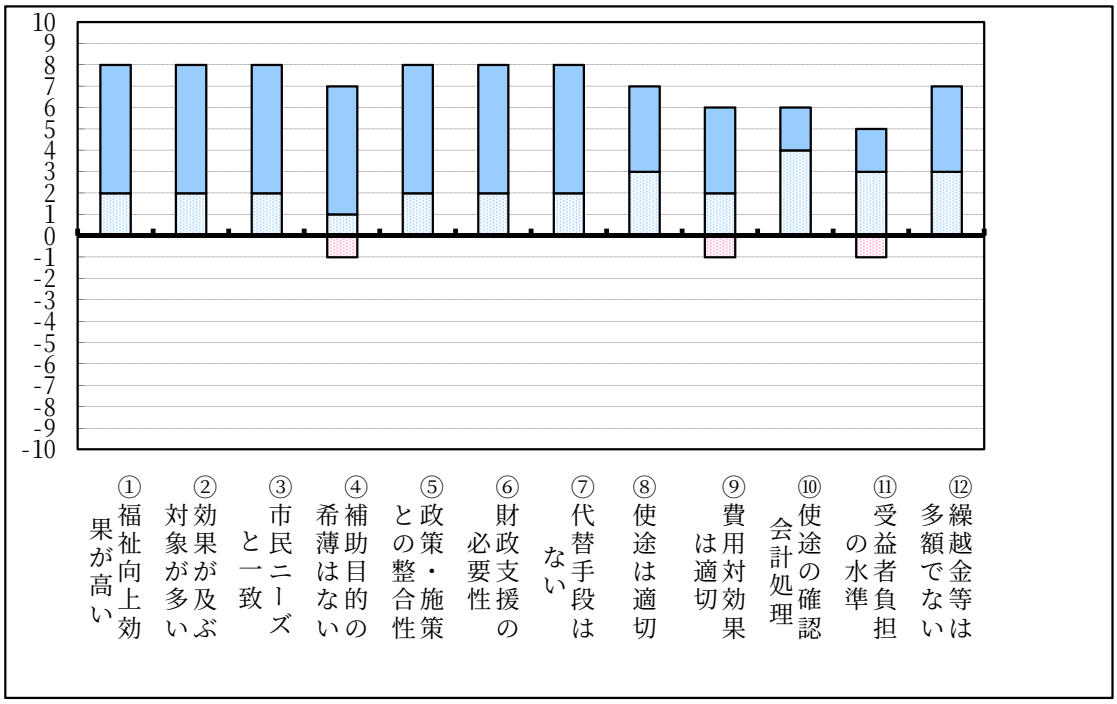

調整率	あてはまる	2	どちらかというとあてはまらない	-1
	どちらかというとあてはまる	1	あてはまらない	-2

資料３　担当課審査結果と委員審査結果（平均）の比較による検討資料

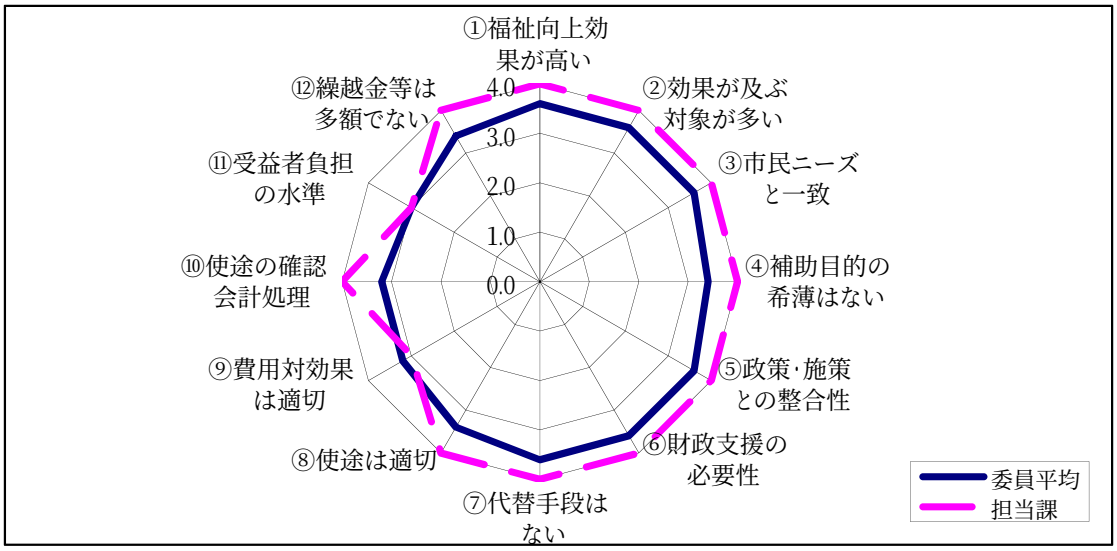

整理番号	107	補助金名	産休等代替職員設置費補助金

1　個別審査の結果

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
委員A		11	1	
委員B		11	1	
委員C	4	7	1	
委員D	6	4	2	
委員E		11	1	
計	10	44	6	
①福祉向上効果が高い		＋＋＋＋＋		
②効果が及ぶ対象が多い		＋	－－－－	
③市民ニーズと一致		＋＋＋＋	－	
④補助目的の希薄はない		＋＋＋＋＋		
⑤政策・施策との整合性		＋＋＋＋＋		
⑥財政支援の必要性		＋＋＋＋＋		
⑦代替手段はない	＋	＋＋＋＋		
⑧使途は適切	＋	＋＋＋＋		
⑨費用対効果は適切	＋＋	＋＋＋		
⑩使途の確認会計処理	＋＋	＋＋	－	
⑪受益者負担の水準	＋＋	＋＋＋		
⑫繰越金等は多額でない	＋＋	＋＋＋		

2　方向性

	個人審査	委員会結論	方向性に関する附帯意見
拡大			保育士の年齢、未婚・既婚の状況が不明であるため継続とするが、産休等の職員が増える可能性が高い年度については、拡大も検討されたい。
継続	＋＋＋＋＋	○	
縮減			
廃止			
終期			
切替			

3　その他特記事項

・正規職員に対しては当然の措置であるが、非正規職員が増えている現在、非正規職員が出産退職したときの対応も考慮しておくべきである。
・公立保育所と民間保育所とは、コストを同一にした方がいいと思う。
・若年夫婦は、収入からみて共働きが必要であり、安心して保育園に預けられる体制への支援が必要である。

資料１　合計点による検討資料

調整後	合計	184点 ／ 240点	平均	36.8点 ／ 48点

調整率	あてはまる	4	どちらかというとあてはまらない	2
	どちらかというとあてはまる	3	あてはまらない	1

資料２　長所・短所の分散による検討資料

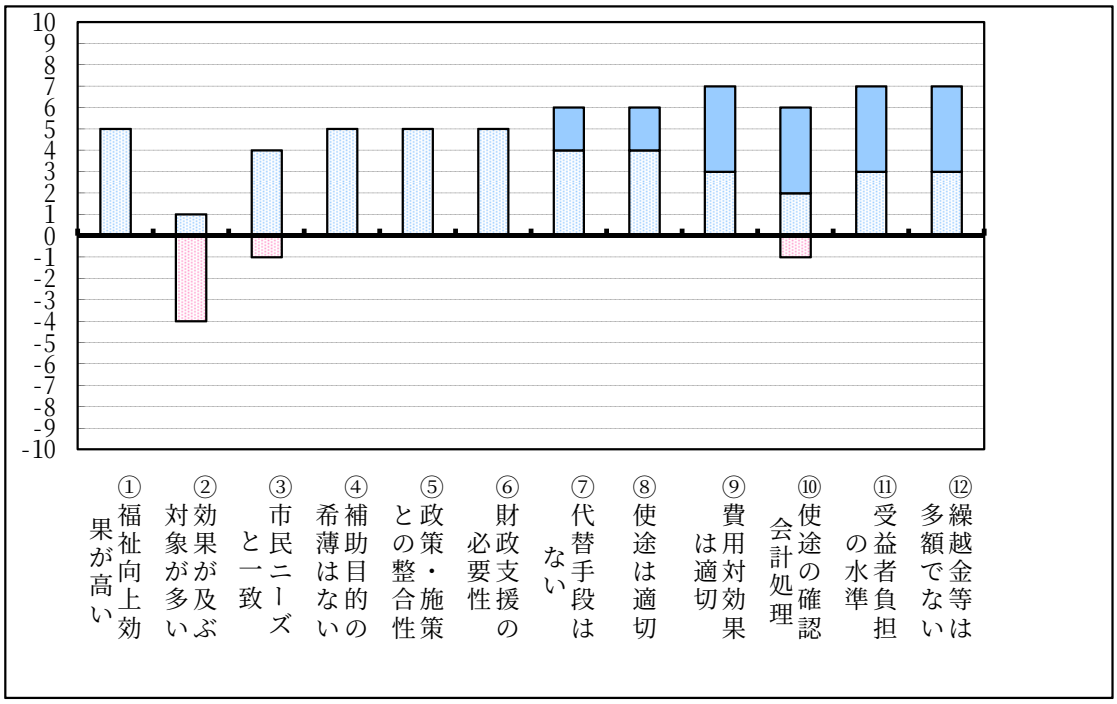

調整率	あてはまる	2	どちらかというとあてはまらない	-1
	どちらかというとあてはまる	1	あてはまらない	-2

資料３　担当課審査結果と委員審査結果（平均）の比較による検討資料

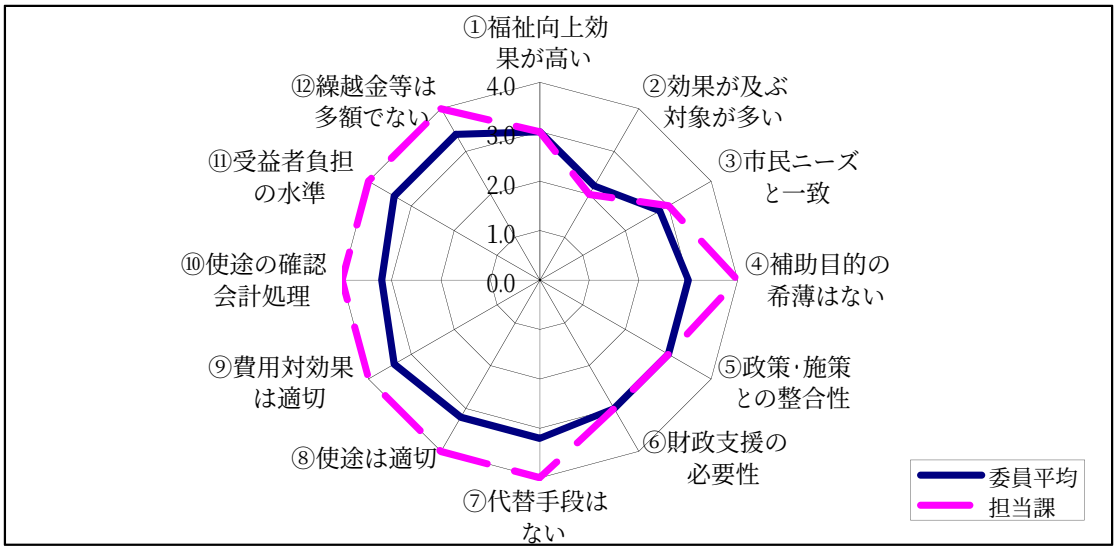

整理番号	102	補助金名	交通少年団活動費補助金

1　個別審査の結果

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
委員A	1	6	4	1
委員B	3	5	4	
委員C		7	5	
委員D		9	3	
委員E		11	1	
計	4	38	17	1
①福祉向上効果が高い	＋	＋＋＋＋		
②効果が及ぶ対象が多い		＋＋＋	－－	
③市民ニーズと一致		＋＋＋＋＋		
④補助目的の希薄はない		＋＋＋＋＋		
⑤政策・施策との整合性	＋	＋＋＋＋		
⑥財政支援の必要性	＋	＋＋	－－	
⑦代替手段はない	＋	＋＋＋	－	
⑧使途は適切		＋	－－－－	
⑨費用対効果は適切		＋＋	－－－	
⑩使途の確認会計処理		＋	－－－	－
⑪受益者負担の水準		＋＋＋＋	－	
⑫繰越金等は多額でない		＋＋＋＋	－	

2　方向性

	個人審査	委員会結論	方向性に関する附帯意見
拡大	＋		交通安全活動は、社会における必要性が高いため、団員の増強などを含め今後も活動を強化されたいが、補助対象外経費が明確でないため、要綱の見直しが必要である。
継続	＋＋＋＋	○	
縮減			
廃止			
終期			
切替			

3　その他特記事項

・交通少年団の活動を強化するために、市から団員の増強指導を強化してほしい。
・要綱の見直しがなされていない。食料費は補助対象外とすべきである。
・交通安全活動は、社会にとって大切であるため、子どもの頃からその思想を植え付ける努力が必要である。現状ではその必要性に応えていないため、拡大したい。
・各地区の安全パトロールと組んでも良いと思う。

資料１　合計点による検討資料

調整後	合計	165点 ／ 240点	平均	33点 ／ 48点

調整率	あてはまる	4	どちらかというとあてはまらない	2
	どちらかというとあてはまる	3	あてはまらない	1

資料２　長所・短所の分散による検討資料

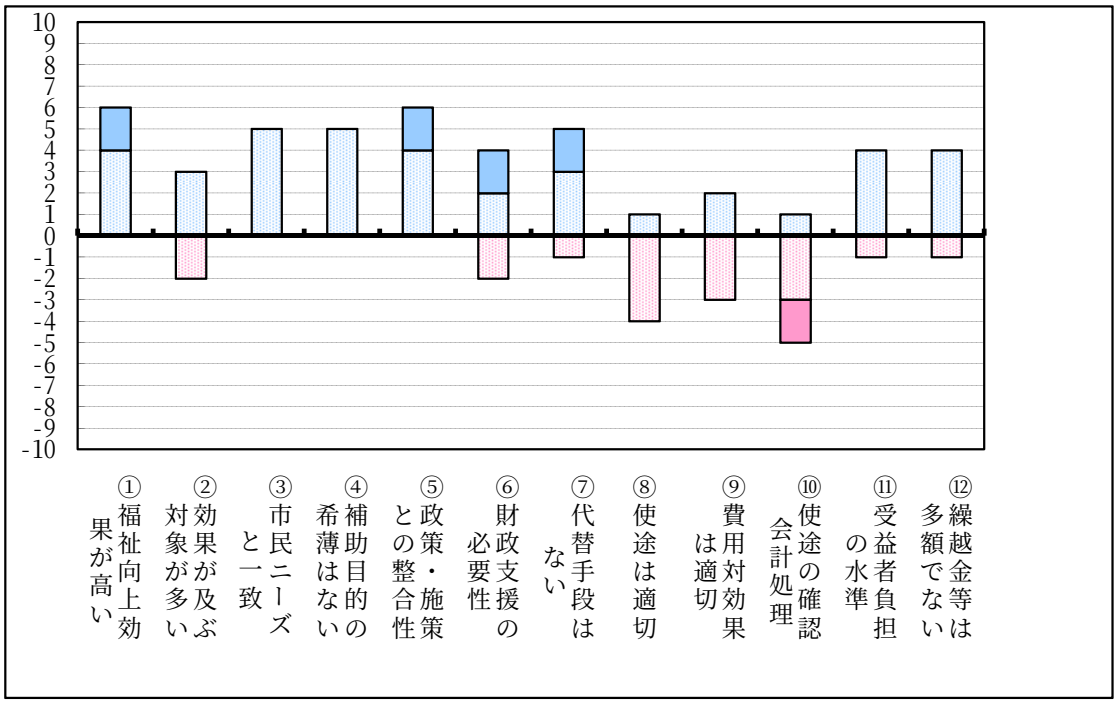

調整率	あてはまる	2	どちらかというとあてはまらない	-1
	どちらかというとあてはまる	1	あてはまらない	-2

資料３　担当課審査結果と委員審査結果（平均）の比較による検討資料

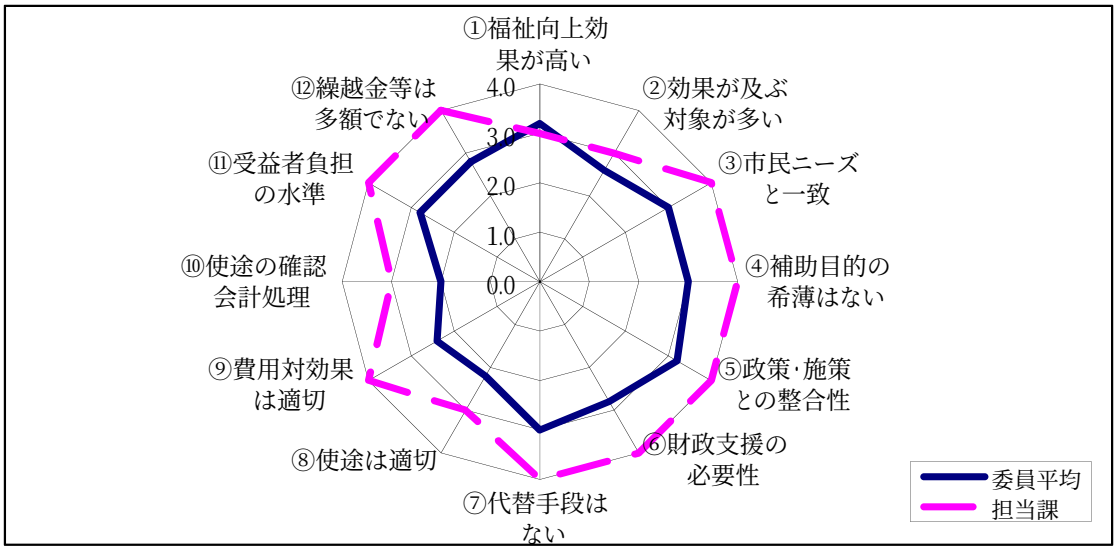

整理番号	106	補助金名	地域シニアクラブ補助金

1　個別審査の結果

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
委員A		4	6	2
委員B		6	6	
委員C		2	9	1
委員D	1	10	1	
委員E		6	6	
計	1	28	28	3
①福祉向上効果が高い	＋	＋＋＋＋		
②効果が及ぶ対象が多い			－－－－－	
③市民ニーズと一致		＋＋	－－－	
④補助目的の希薄はない		＋＋	－－－	
⑤政策・施策との整合性		＋＋＋	－－	
⑥財政支援の必要性		＋＋＋	－	－
⑦代替手段はない		＋＋＋	－－	
⑧使途は適切		＋	－－－	－
⑨費用対効果は適切		＋	－－－	－
⑩使途の確認会計処理		＋＋＋	－－	
⑪受益者負担の水準		＋＋	－－－	
⑫繰越金等は多額でない		＋＋＋＋	－	

2　方向性

	個人審査	委員会結論	方向性に関する附帯意見
拡大			シニアクラブの地域における役割や活動のあり方を検証し、会員の増強について行政が積極的に支援すべきである。
継続	＋＋	○	
縮減			
廃止	＋		
終期	＋		
切替	＋		

3　その他特記事項

・各地域にあるシニアクラブを結集した連合会を充実し、シニアクラブの存在理由、目的、活動のあり方、方向を周知することが肝要であり、そこに補助金を充当するのが望ましい。
・地域社会となじみの少ない団塊の世代へもっと加入をＰＲしてはどうか。
・会員が集まりやすいように、市のバス等を利用させるなど工夫するといいと思う。
・自治会活動に類する事業は統合し、シニアクラブは解散する。シニアのニーズの多様化に合わせてシニア対象事業を検討し、シニア対応の補助金の総額は増やす方向で検討してはどうか。
・地域シニアクラブは事業内容を見直して、趣味のサークル、健康維持のクラブへ特化していってはどうか。
・会員の教養の向上、健康増進を図るための補助金であるが、全体の入会率が向上していないので、補助金の打ち切りをしてはどうかと思われる。

資料１　合計点による検討資料

調整後	合計	147点 ／ 240点	平均	29.4点 ／ 48点

調整率	あてはまる	4	どちらかというとあてはまらない	2
	どちらかというとあてはまる	3	あてはまらない	1

資料２　長所・短所の分散による検討資料

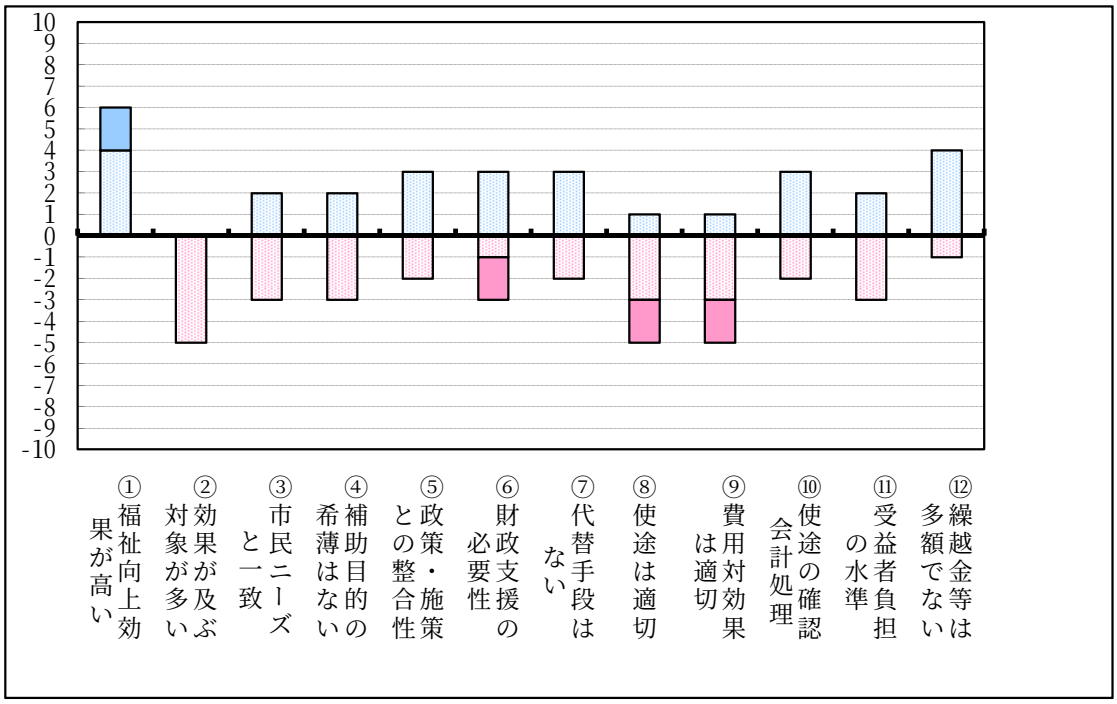

調整率	あてはまる	2	どちらかというとあてはまらない	-1
	どちらかというとあてはまる	1	あてはまらない	-2

資料３　担当課審査結果と委員審査結果（平均）の比較による検討資料

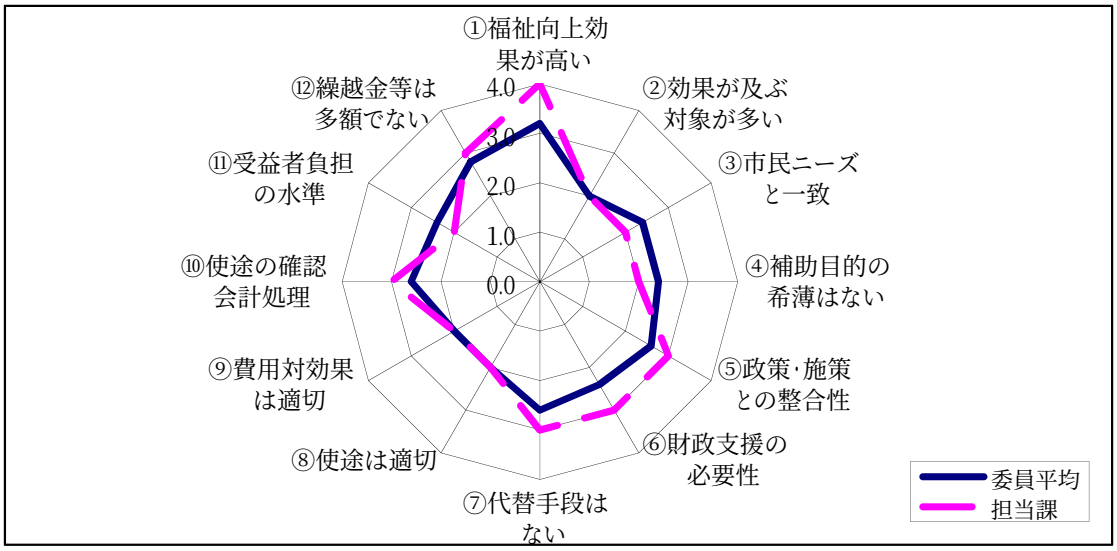

整理番号	105	補助金名	農業協同組合事業推進費補助金

1　個別審査の結果

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
委員A		8	4	
委員B		5	7	
委員C		3	7	2
委員D		4	8	
委員E		4	8	
計		24	34	2
①福祉向上効果が高い		＋＋	－－－	
②効果が及ぶ対象が多い		＋	－－－－	
③市民ニーズと一致		＋	－－－－	
④補助目的の希薄はない		＋	－－－－	
⑤政策・施策との整合性		＋	－－－－	
⑥財政支援の必要性		＋＋＋	－	－
⑦代替手段はない		＋＋	－－	－
⑧使途は適切		＋＋＋	－－	
⑨費用対効果は適切		＋＋	－－－	
⑩使途の確認会計処理		＋＋＋＋	－	
⑪受益者負担の水準			－－－－－	
⑫繰越金等は多額でない		＋＋＋＋	－	

2　方向性

	個人審査	委員会結論	方向性に関する附帯意見
拡大			市の施策として推進すべき事業であるが、補助金交付の目的に合致した事業のあり方を含めて制度の再構築が必要である。
継続			
縮減	＋＋		
廃止	＋		
終期	＋		
切替	＋	○	

3　その他特記事項

・農協を介する手間を省いて、各事業の遂行者を対象とするのが望ましい。現行制度を見直し、新たに各事業別に要綱を作成する方向を検討すべきである。
・趣旨は理解できるが、全体的に説明不足である。補助金の目的（農業振興、まちづくり、環境保全等）を明確にし、この施策を市としてどのように位置付けるかを整理すべきである。現制度は、今後２年間に限り維持をし、終期とする。
・農協への補助を見直すことが必要である。今後整理するときには、他市町の補助金の状況についても調査すべきである。
・水田景観形成事業（コスモス栽培）は、農業支援ではなく別の政策ではないか。
・農協が独自で運営すべきであり、補助は打ち切るべきと思われる。

資料１　合計点による検討資料

調整後	合計	142点 ／ 240点	平均	28.4点 ／ 48点

調整率	あてはまる	4	どちらかというとあてはまらない	2
	どちらかというとあてはまる	3	あてはまらない	1

資料２　長所・短所の分散による検討資料

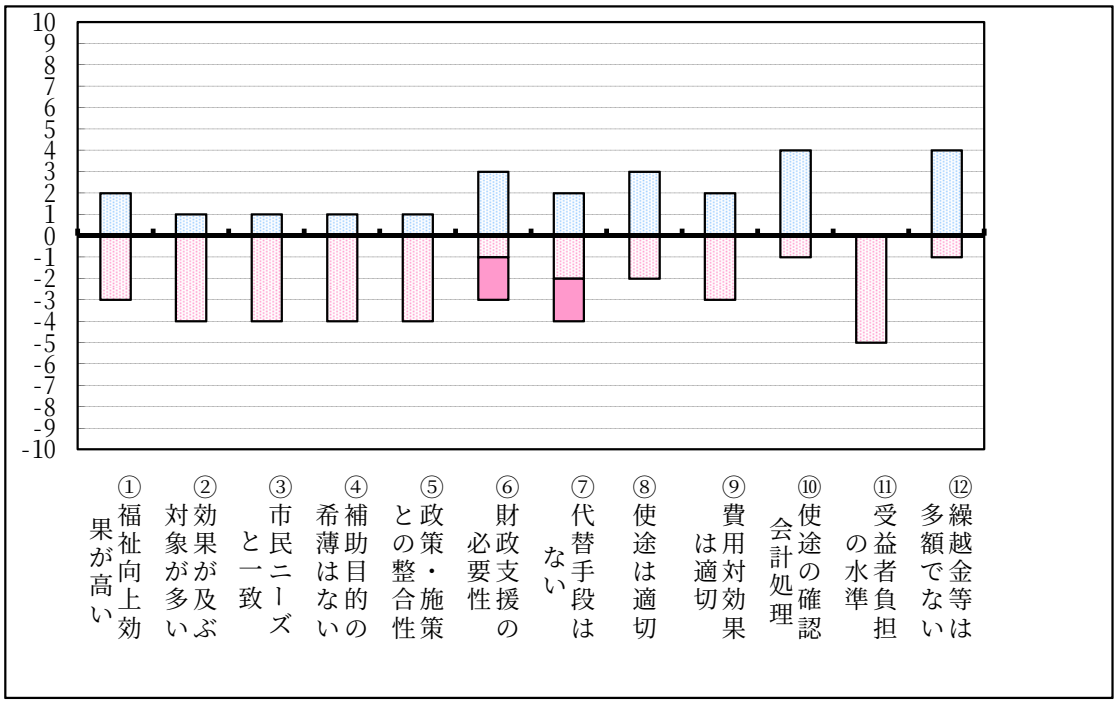

調整率	あてはまる	2	どちらかというとあてはまらない	-1
	どちらかというとあてはまる	1	あてはまらない	-2

資料３　担当課審査結果と委員審査結果（平均）の比較による検討資料

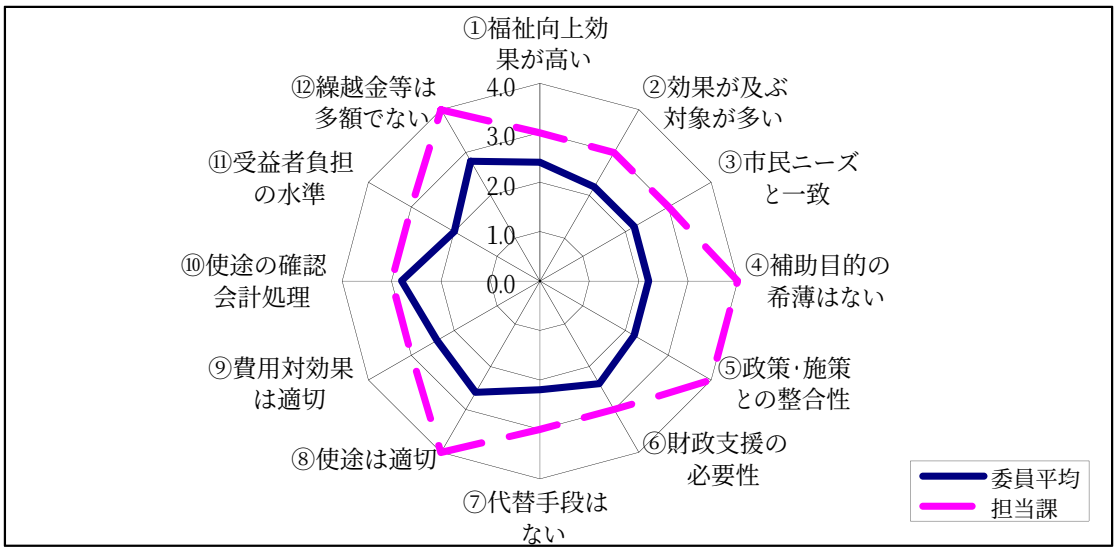

整理番号	108	補助金名	地域医療連携推進事業補助金

1　個別審査の結果

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
委員A		3	4	5
委員B		3	9	
委員C			6	6
委員D			5	7
委員E		6	6	
計		12	30	18
①福祉向上効果が高い		＋＋＋	－－	
②効果が及ぶ対象が多い		＋＋	－－	－
③市民ニーズと一致		＋＋	－－	－
④補助目的の希薄はない			－－－－	－
⑤政策・施策との整合性		＋	－－－－	
⑥財政支援の必要性			－－	－－－
⑦代替手段はない		＋	－－	－－
⑧使途は適切			－－－－	－
⑨費用対効果は適切			－－－－	－
⑩使途の確認会計処理			－－	－－－
⑪受益者負担の水準		＋	－	－－－
⑫繰越金等は多額でない		＋＋	－	－－

2　方向性

	個人審査	委員会結論	方向性に関する附帯意見
拡大			補助金が賃金に使われているが、明細が不明で対象事業と一致していない。 連携は医療機関が行うべきことで、市民に対する講演会・研修会等に切り替えるべきである。 交付要綱第２条から補助金を算出すべきである。
継続			
縮減			
廃止	＋		
終期	＋		
切替	＋＋＋	○	

3　その他特記事項

・地域医療の課題とあり方を総合的にとらえ、市民の健康と生命を支援する政策に切り替えてほしい。現状ではその費用対効果が不明である。
・人件費補助の実体から要綱第１条通則の目的に適合した内容にして補助すべきである。
・休日夜間在宅制度を取りやめ、かかりつけ医と連絡をとり、適切な医療を受けられるようコーディネイトしていただいたら救急医療を適格に早く受けられると思う。
・救急や夜間・休日の依頼回数等で対応し、金額を一定にしない方向がいいと思う。
・医師会独自でされるべきものだと思う。
・医師会事業内容等につき、もう少し突っ込んだ話し合いがほしい。
・安心して受診できる地域医療であってほしい。

資料１　合計点による検討資料

調整後	合計	114点 ／ 240点	平均	22.8点 ／ 48点

調整率	あてはまる	4	どちらかというとあてはまらない	2
	どちらかというとあてはまる	3	あてはまらない	1

資料２　長所・短所の分散による検討資料

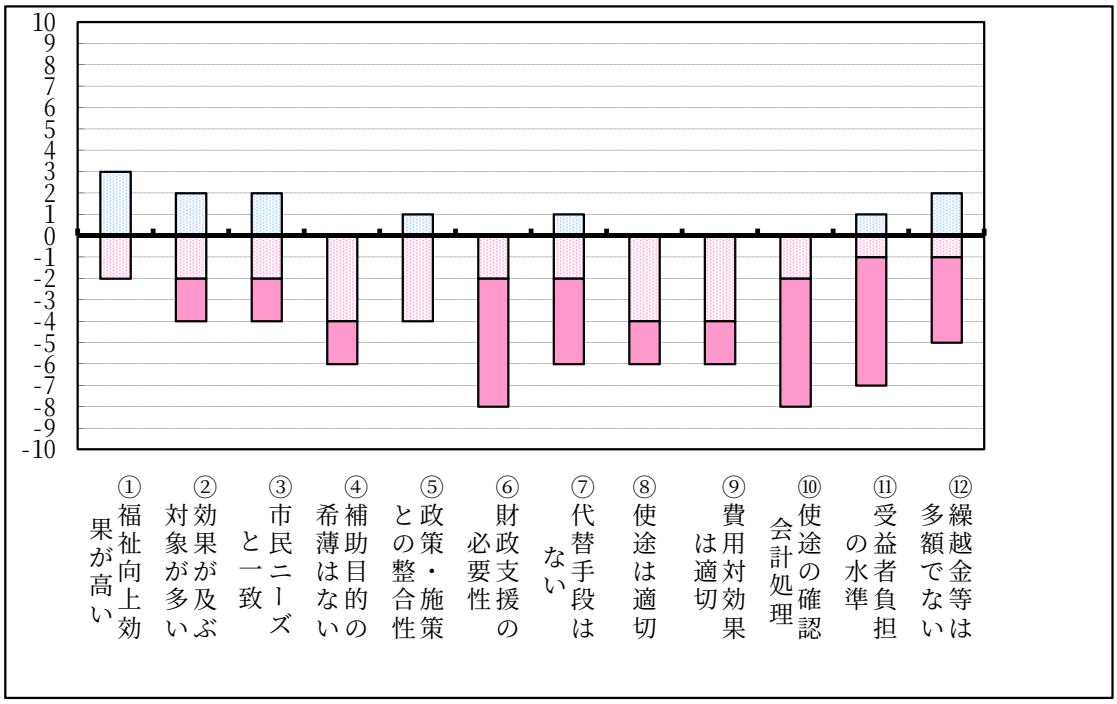

調整率	あてはまる	2	どちらかというとあてはまらない	-1
	どちらかというとあてはまる	1	あてはまらない	-2

資料３　担当課審査結果と委員審査結果（平均）の比較による検討資料

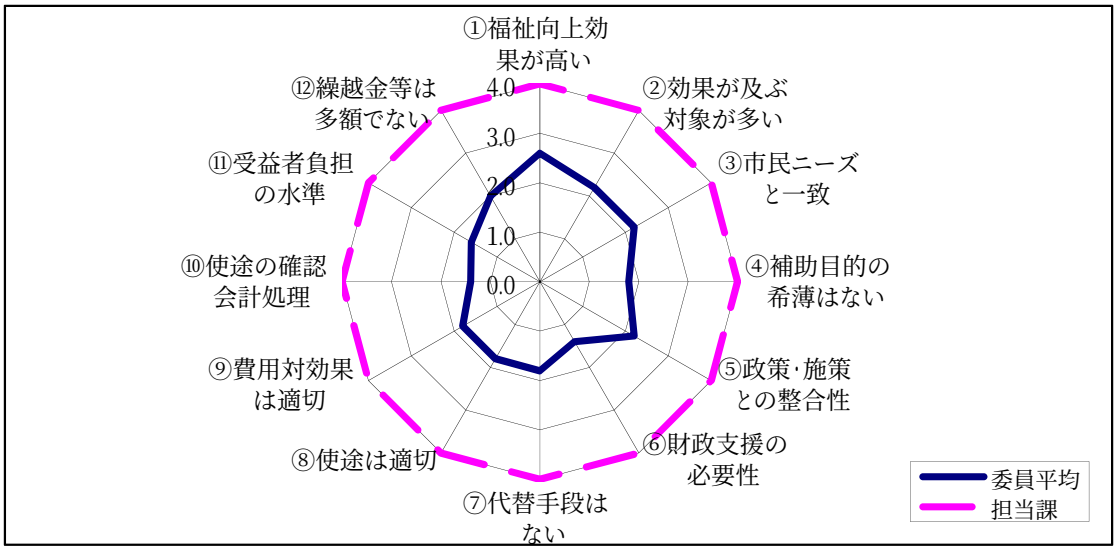

尾張旭市補助金等審査委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、尾張旭市補助金等審査委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市長の諮問に応じ、市が交付する補助金等の適正化に関し必要な事項について審査するため、委員会を置く。

（定義）

第３条　この条例において「補助金等」とは、市が市以外のものに対して交付する補助金、負担金、交付金その他これらに類するものをいう。

（組織）

第４条　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

（委員）

第５条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）優れた識見を有する者

（３）前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第６条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

委員会開催状況

回　数	と　　き	内　　容
	平成 18 年 7 月 1 日	委員会設置、委員委嘱
第 1 回 ｜ 第 17 回	平成 18 年 7 月 28 日 ｜ 平成 19 年 11 月 21 日	諮問 委員長及び職務代理者の選出 委員会の進め方についての検討 団体補助金審査 「団体補助金の見直しに関する中間報告」の提出
第 18 回	平成 20 年 3 月 21 日	団体補助金の見直しに関する中間報告以降の市の取組状況についての説明 今後の委員会の進め方についての検討
第 19 回	平成 20 年 4 月 17 日	今後の委員会の進め方についての検討
第 20 回	平成 20 年 5 月 21 日	個人補助金の審査方法等についての検討
	平成 20 年 7 月 1 日	委員委嘱（再任）
第 21 回 ｜ 第 29 回	平成 20 年 7 月 4 日 ｜ 平成 20 年 11 月 19 日	個人補助金審査 「個人補助金の見直しに関する中間報告」の提出
第 30 回	平成 21 年 4 月 28 日	中間報告以降の市の取り組み状況についての説明 今後の委員会の進め方についての検討
第 31 回	平成 21 年 6 月 2 日	団体補助金交付要綱等の見直し状況の報告 今後審査する団体補助金の検討
第 32 回	平成 21 年 7 月 14 日	団体補助金審査⑪ ・交通少年団活動費補助金 ・防犯灯設置・器具取替補助金 ・防犯灯維持管理補助金
第 33 回	平成 21 年 8 月 4 日	団体補助金審査⑫ ・農業協同組合事業推進費補助金 ・産休等代替職員設置費補助金
第 34 回	平成 21 年 9 月 29 日	団体補助金審査⑬ ・地域シニアクラブ補助金 ・地域医療連携推進事業補助金
第 35 回	平成 21 年 11 月 24 日	団体補助金審査⑭ ・地域医療連携推進事業補助金（継続審査） 答申（案）骨子の検討
第 36 回	平成 22 年 4 月 21 日	答申（案）の検討
第 37 回	平成 22 年 5 月 19 日	答申の最終確認 答申の提出

尾張旭市補助金等審査委員会　委員名簿

（敬称略）

区　　分	氏　　名	役　　職　　等
学識経験者	いとう　たつお 伊藤　達雄	名古屋産業大学名誉学長・特任教授
有　識　者	かとう　よしゆき 加藤　義之	加藤義之法律事務所所長・弁護士
	まえだ　あきら 前田　晃希良	日本パッケージ株式会社取締役相談役
市　　民	かどわき　れいこ 門脇　玲衣子	公募による市民委員
	さたけ　たもつ 佐竹　保	公募による市民委員

任期：平成１８年7月１日から平成２２年6月３０日まで（再任）